

関川村木造住宅

耐震診断・耐震改修補助制度のご案内

平成22年4月1日施行

平成24年9月1日改正

令和6年4月1日改正

この制度は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、村民の安全を確保するため、関川村が個人の木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行うもので、事前に村への補助金交付申請が必要となります。

関 川 村 建 設 課

TEL 0254-64-1479 (内線261)

FAX 0254-64-0079

〒959-3292 新潟県関川村大字下関912

補助対象となる建築物と申請者

(1) 建築物は次の条件全てを満たす必要があります。

- ① 関川村内に所在する個人所有の住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅
- ③ 一戸建ての住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）
- ④ 地上2階建て以下の住宅
- ⑤ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法により建築された住宅でない住宅
- ⑥ 過去に村の補助を受けて耐震診断を行っていない住宅

(2) 対象者は次の条件全てを満たす必要があります。

- ① 対象建築物に自ら居住し、村税等村に対する債務を滞納していない者
- ② 村が派遣する耐震診断士による耐震診断を受けようとする者

補助額及び補助率

区分	補助金の額	
耐震診断	住宅の延べ面積が70㎡以下の場合	耐震診断に要する費用75,000円のうち65,000円 (申請者負担額は10,000円)
	住宅の延べ面積が70㎡を 超え175㎡以下の場合	耐震診断に要する費用85,000円のうち75,000円 (申請者負担額は10,000円)
	住宅の延べ面積が175㎡を 超える場合	耐震診断に要する費用105,000円のうち95,000円 (申請者負担額は10,000円)
耐震設計	自己負担	
耐震改修	耐震改修工事 (上部構造評点1.0未満を1.0以上とする改修工事)	耐震改修工事に要する費用の1/3以内、 かつ1,000,000円を限度
	耐震改修部分補強工事※ (上部構造評点0.7未満を上部構造評点0.7以上又は1階の上部構造評点を1.0以上とする耐震部分補強工事)	耐震改修部分補強工事に要する費用の1/3以内、 かつ600,000円を限度

※高齢者（65歳以上）の者を含む世帯、障害者の者を含む世帯が対象

手続

手続の流れは、5ページ（耐震診断）、6ページ（耐震改修工事）をご覧ください。

お 申 し 込 み

(1) 耐震診断の申し込みについて

耐震診断の申し込みは、募集期間を定めて年間2～3回に分けて募集を行いますので、関川村木造住宅耐震診断実施申込書兼補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。

なお、受付は先着順とさせていただきます。

(2) 耐震設計について

耐震設計については自己負担となります。耐震改修の申し込み時に耐震改修計画（耐震設計）が必要となります。

(3) 耐震改修の申し込みについて

耐震改修の申し込みは、随時受け付けますので、関川村木造住宅耐震改修補助金交付申請書に必要事項を記入し、耐震改修計画書（耐震設計）の写し、その他必要書類を添えて申請してください。

(4) 耐震診断、耐震改修工事は、遅くとも補助金交付を受ける年度の3月15日までにその補助事業を終了してください。

耐震診断、耐震改修工事の全てを同一年度に行なう必要はありません。これらの事業については年度を分けて申し込むこともできます。

本制度によって耐震診断⇒耐震設計（自己負担）⇒耐震改修工事の順で事業を行うことで、耐震診断および耐震改修工事の補助金の交付を受けることができます。

耐 震 診 断 の 内 容

耐震診断は、村で受付をした後内容を審査し、新潟県建築士会岩船支部（以下「建築士会」という。）に耐震診断士の選定を依頼します。

建築士会は耐震診断士登録簿に登録された木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）のうちから派遣する耐震診断士を選定し、現地調査及び図面により、依頼のあった木造住宅について地震に対する安全性の診断を行います。

耐震診断士は個人登録ですが耐震診断士派遣にあたり、新潟県建築士会岩船支部から協力をいただいています。

- 新潟県建築士会岩船支部
村上市松原町3丁目1-16

電話0254-53-0531

(1) 耐震診断士について

耐震診断士は、建築士の資格を持ち、かつ関川村が認める「木造住宅耐震診断講習会」及び「木造住宅耐震診断実務講習会」の両方を修了し、耐震診断士として関川村の登録を受けている方です。

耐震診断士が皆様の住宅を調査する際には、右記の「関川村木造住宅耐震診断士登録証」を提示します。

関川村木造住宅耐震診断士登録証	
	年 月 日交付
登録番号:	
(有効期限	年 月 日)
氏名	写真
勤務先	
関川村長	印

(2) 診断する住宅の調査日について

派遣される耐震診断士から調査日の日程について連絡いたします。

(3) 耐震診断結果について

耐震診断士が住宅調査等に基づき診断し、建築士会の内容審査を受けたもので、下記の耐震判定評点が記入された「耐震診断結果報告書」が作成されます。後日、担当した耐震診断士から申請者に診断結果について説明に伺います。

耐震判定表

上部構造の評点 *	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

* 上部構造とは、住宅の地盤・基礎以外の床組みや壁の軸組、屋根の小屋組みで構成された、木造の構造部分を指します。

耐震設計の内容

耐震診断の判定に基づき、上部構造の評点が1.0未満のものを1.0以上とするための設計をいいます。

また、耐震改修部分補強工事の設計については、高齢者（65歳以上）の者を含む世帯、障害者を含む世帯に限り、上部構造の評点が0.7未満と診断されたものについて補強または改修を行い、上部構造評点0.7以上、または1階の上部構造評点を1.0以上とするための設計をいいます。

（１）耐震設計について

耐震設計は、耐震診断の判定結果がでている住宅で、申請者は耐震診断士登録簿に登録された耐震設計士と設計について十分な協議をして、耐震性の確保について評価確認を行い、上部構造等の耐震設計計算書を作成し、この計算書に基づいた耐震改修設計図書（改修設計図面、工事費積算書、仕様書等）を作成してください。

耐震改修工事の内容

前記の耐震設計に基づき行う木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的とした耐震改修工事や耐震改修部分補強工事をいいます。

（１）施工者について

原則として、次のいずれかの者に施工を依頼してください。

- ①新潟県建築士会岩船支部の会員
- ②関川村建築組合又は岩船建築組合連合会の組合員
- ③その他村長が認める者

（２）耐震改修工事の監理について

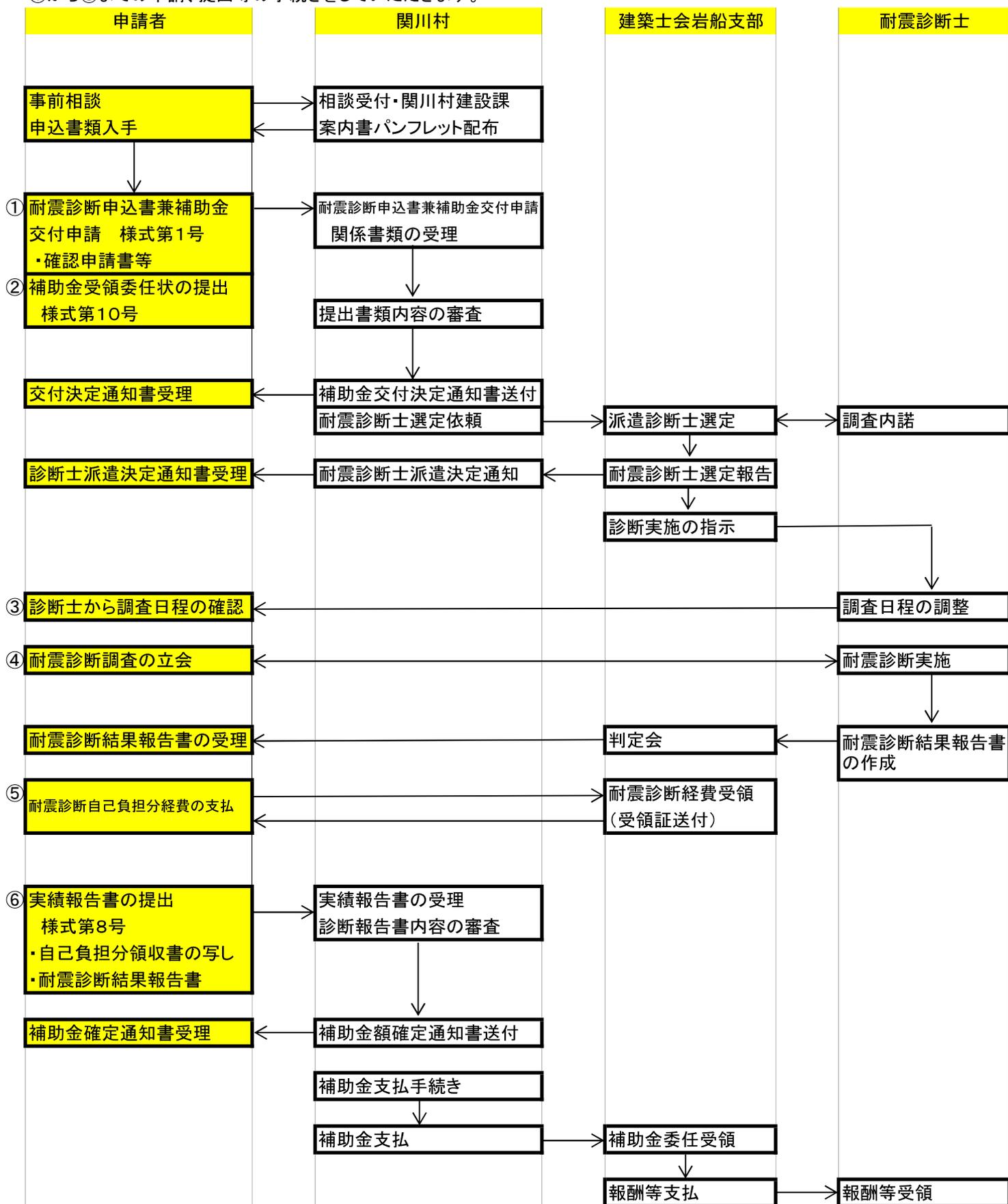
耐震改修工事については、耐震診断士又は耐震診断士以外の1級建築士若しくは2級建築士による工事監理が必要です。

工事監理者は、耐震設計に基づいた工事が行われるよう、改修箇所について、着手前・施工中・完了後の状況を確認し、必要に応じた指導を行います。

また、耐震改修工事において当初の耐震設計を変更する必要が発生したときは、速やかに工事変更の手続きを村長に行わなければなりません。

耐震診断手続きの流れ

①から⑥までの申請、提出等の手続きをしていただきます。



耐震改修手続きの流れ

①から⑤までの申請、提出等の手続きをしていただきます。

